

鹿児島市フラワー・パートナー事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、個人、法人及び団体（以下「団体等」という。）から協賛又は協力を得て、花壇及びプランター（以下「花壇等」という。）に四季折々の草花を植栽し維持管理することにより、市民等との協働による花と緑で彩るまちづくりを推進するための鹿児島市フラワー・パートナー事業について、その実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) フラワー・パートナー 花壇等の維持管理に係るスポンサー及びサポーターをいう。
- (2) スポンサー 花壇等の維持管理費として協賛金を支払う団体等をいう。
- (3) サポーター 花壇等の花がら摘み及び草取り等維持管理作業を行う団体等をいう。

(フラワー・パートナーの対象)

第3条 フラワー・パートナーの対象は、団体等とする。ただし、次のいずれかに該当するものは除く。

- (1) 政治的又は宗教的活動を主たる目的とする団体等
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2項に規定する暴力団又は同条第6号に規定する暴力団の構成員によるものであると認めるに足りる相当の理由のある団体等
- (3) その他、市長が適当でないと認める団体等

(スポンサーの協賛内容)

第4条 協賛内容は、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 協賛期間は、4月から翌年3月までの1年間とする。ただし、期間満了の2か月前までに、スポンサーからの協定解除の意思表示がない場合は、引き続き1年間更新するものとし、以後も同様とする。
- (2) 協賛金の額は、花壇1か所当たり年間10万円、プランター1基当たり年間2万円とする。この場合における花壇1か所当たりの面積は、原則として10㎡以下とする。
- (3) 協賛金の納入期限は、鹿児島市会計規則（平成4年規則第16号）第18条第1項に規定する調定の日から翌日から30日以内とする。この場合において、当該期限が民法（明治29年法律第89号）第142条に規定する休日、土曜日又は12月31日に当たるときは、これらの日の翌日を当該期限とみなす。
- (4) 協賛の数に制限は設けない。
- (5) 年度途中で協賛の申込みがあった場合の協賛期間は、申込みのあった翌々月1日から当該年度末までとし、協賛金は月割り（50円未満の端数があるときはこれを切り捨て、5

0 円以上 1 0 0 円未満の端数があるときはこれを 1 0 0 円に切り上げるものとする。) とする。この場合における以後の更新については、第 1 号の規定を準用する。

(6) 既納の協賛金は、返還しない。

(7) 市長は、当該花壇等にフラワー・パートナーの名称等の入ったプレートを設置する。

(サポーターの維持管理作業の内容)

第 5 条 維持管理作業の内容は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 維持管理作業の期間は、4 月から翌年 3 月までの 1 年間とする。ただし、期間満了の 2 か月前までに、サポーターからの協定の解除の意思表示がない場合は、引き続き 1 年間更新するものとし、以後も同様とする。

(2) 維持管理作業は、花苗の植付け、除草及び花がら摘みを基本とし、協議の上、決定するものとする。

(3) 市長は、維持管理に必要な花苗及び肥料を提供する。

(4) 市長は、当該花壇等にフラワー・パートナーの名称等の入ったプレートを設置する。

(フラワー・パートナーの決定等)

第 6 条 フラワー・パートナーは、募集期間中については、同一箇所の花壇等に複数の申込者がいる場合、抽選により決定するものとし、募集期間中に申込みのなかった箇所については、募集期間後、先着順とする。

2 前年度に引き続き当該花壇等のフラワー・パートナーとなる場合は、当該申込者を他の申込者より優先してフラワー・パートナーとすることができる。

3 市長は、フラワー・パートナーを決定した場合、当該申込者と協定を締結する。

4 フラワー・パートナーの募集の方法については、市長が別に定める。

第 7 条 市長は、フラワー・パートナーが次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、協定を解除することができる。

(1) フラワー・パートナーから協定解除の意思表示があった場合

(2) フラワー・パートナーが第 3 条各号のいずれかに該当することとなった場合

(3) スポンサーが、納入期限から 3 か月を経過しても協賛金を納入しない場合

(4) サポーターが、特別な理由もなく、別途協定書で定める維持管理内容を 3 か月以上行わない場合

(補則)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、鹿児島市フラワー・パートナー事業の実施に関し必要な事項については、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 令和7年3月31日においてフラワー・パートナーである者であって、令和7年4月1日においても引き続きフラワー・パートナーであるものに係る改正後の鹿児島市フラワー・パートナー事業実施要綱第7条第4号の規定の適用については、同号中「3か月以上」とあるのは、「令和7年4月1日以後の期間において3か月以上」とする。